

広島センターすまいる倶楽部 会則

(名 称)

第1条 本会は、「広島センターすまいる倶楽部」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、戸建住宅及び共同住宅に係る生産技術の向上を図り、もって消費者の信頼にこたえる良質な住宅を供給することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 戸建住宅及び共同住宅の関連技術並びに国、県等の住宅政策及び法改正等に係る情報提供
- (2) 戸建住宅及び共同住宅の関連技術に係る研修会等の実施
- (3) 住宅瑕疵担保履行法等の円滑な推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 広島県内において戸建住宅及び共同住宅を供給する事業者で、本会の目的に賛同する者とする。

(入会・退会)

第5条 本会への入会を希望する事業者は、入会申込書を（様式1）を提出し、会長の承認を得る。

- 2 本会からの退会を希望する会員は、退会届（様式2）を提出することにより、いつでも退会できる。
- 3 入会后2年に渡って事務局が会員に連絡できないときは、会長の承認をもって、退会したものとみなす。

(役員・運営委員会)

第6条 本会には、会の円滑な運営を行うため次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- 2 役員の内任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 本会の円滑な運営を図るため、役員で構成する運営委員会を設置し、会長が総理する。
- 4 前項の運営委員会は、持ち回り会議とすることができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局の本部は、広島県広島市中区八丁堀15-10 セントラルビル3F
に置き、本会の運営に必要な庶務等を行う。

(入会金、年会費の運営費)

第8条 本会への入会費、年会費及び運営費は無料とする。

(事業年度)

第9条 事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 事務局は、年度ごとに住宅瑕疵担保責任保険等の集計処理を行い、団体Ⅱの利用状況等について会長に報告する。

(監査)

第10条 次の事項について、事務局の処理が適切に行われていることの確認のため、会長が委任する幹事による監査を実施する。

- (1) 会員（事業者）の把握
- (2) 団体認定住宅の利用状況
- (3) その他

(個人情報の取扱い)

第11条 本会の運営に当たり、知り得た個人情報について別に定める。「個人情報保護方針」により取り扱う。

(その他)

第12条 本会則に定めのない事項は、第6条第3項の運営委員会で協議し決定するものとし、会員に通知する。

(附則)

本会則は、平成26年9月1日から施行する。